



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 種橋

地域別最低賃金について

平成30年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定になるにあたり、全都道府県の答申が出揃いました。今回のあおぞらレターでは、地方最低賃金審議会の答申結果や最低賃金のチェック方法についてご案内します。答申された改定額は各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定によりおおむね10月までの間に順次発効される予定です。



●平成30年度 地方最低賃金審議会の答申

都道府県	最低賃金		差額	都道府県	最低賃金		差額	都道府県	最低賃金		差額
	H30年	H29年			H30年	H29年			H30年	H29年	
北海道	835	810	25	石川	806	781	25	岡山	807	781	26
青森	762	738	24	福井	803	778	25	広島	844	818	26
岩手	762	738	24	山梨	810	784	26	山口	802	777	25
宮城	798	772	26	長野	821	795	26	徳島	766	740	26
秋田	762	738	24	岐阜	825	800	25	香川	792	766	26
山形	763	739	24	静岡	858	832	26	愛媛	764	739	25
福島	772	748	24	愛知	898	871	27	高知	762	737	25
茨城	822	796	26	三重	846	820	26	福岡	814	789	25
栃木	826	800	26	滋賀	839	813	26	佐賀	762	737	25
群馬	809	783	26	京都	882	856	26	長崎	762	737	25
埼玉	898	871	27	大阪	936	909	27	熊本	762	737	25
千葉	895	868	27	兵庫	871	844	27	大分	762	737	25
東京	985	958	27	奈良	811	786	25	宮崎	762	737	25
神奈川	983	956	27	和歌山	803	777	26	鹿児島	761	737	24
新潟	803	778	25	鳥取	762	738	24	沖縄	762	737	25
富山	821	795	26	島根	764	740	24	全国平均	874	848	26

●最低賃金のチェック方法

(例) 月給制の場合

- 基本給 : 130,000円
- 職務手当 : 30,000円
- 通勤手当 : 5,000円
- 時間外手当 : 35,000円 (合計 200,000円)
- 年間所定労働日数 250日
- 所定労働時間 8時間/日
- 最低賃金 (東京都) 985円/時間 (30年度答申)
- 最低賃金 (29年度) 958円/時間

- ① 支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金 (通勤手当、時間外手当、家族手当等) を除きます。
200,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 160,000円
- ② ①の金額を時間額に換算し、最低賃金と比較する
(160,000円 × 12か月) ÷ (250日 × 8時間) = 960円
- ③ 960円 (②) < 985円 (最低賃金)

見直しが必要!!

＜チェック結果＞ 例でみると、昨年度の最低賃金には抵触しませんが、30年度(答申)の最低賃金には抵触します。

改定額の最終決定はこれからになりますが、今のうちから最低賃金のチェックをしておくといいでしょう。

※ 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。



- 最低賃金について 詳細はこちらをご覧ください。→ <https://pc.saiteichingin.info/>
- 答申について 詳細はこちら↓をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174622_00001.html

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277